# 加古川市児童クラブ管理運営業務委託にかかる保護者説明会

日時：10月　9日（金）午後7時～
10月14日（水）午後7時～
10月24日（土）午後1時30分～

# 本日の説明内容

１．加古川市児童クラブ管理運営業務委託について

２．加古川市と委託事業者の役割分担について

３．【南部・東部エリア】委託事業者について

４．【南部・東部エリア】委託に伴う主な変更点について

５．今後の予定について

# １．加古川市児童クラブ管理運営業務委託について

## （１）民間委託導入の背景と目的

**現状の課題**

・安定的な人材確保

・均一かつ良質なサービスの提供

等

**委託による目指す姿**

民間事業者の専門的な知識・ノウハウを活用。

・安定した運営体制の確保

・さらなる保育の質の向上

# １．加古川市児童クラブ管理運営業務委託について

## （２）民間委託への取り組み状況

**令和６年４月～**　**<u>一部クラブで先行実施</u>（３年間）**

※中央・北西部エリアの15校36クラブ

委託の効果検証と全クラブ委託に向けた準備

**令和９年４月～**　**<u>全クラブ委託</u>**

※27校80クラブの民間委託を開始

※南部・東部エリアと中央・北西部エリアに分けて実施

# 2．加古川市と委託事業者の役割分担について

民間委託後も、放課後児童クラブ運営事業の主体は「市」です。
市が責任を持って事業全体を管理します。
※民営化ではなく、民間委託（公設民営）

| 市の業務 | 委託事業者の業務 |
| --- | --- |
| ①入退所に係る受付・審査・決定<br><br>②保護者負担金等の利用料（おやつ代・教材費除く）の徴収、減免の審査・決定<br><br>③学校との取り決め・情報共有<br><br>④児童クラブの運営状況の確認<br><br>等 | ①児童クラブの運営業務全般<br>児童の育成支援、日常業務、学校との連絡調整<br><br>②児童クラブ職員の採用、研修、労務管理<br><br>③おやつ代・教材費の徴収、管理、会計報告<br><br>④児童クラブの運営及び保育内容に関する問合せ・相談対応<br><br>等 |

# ３．【南部・東部エリア】委託事業者について

| | |
|---|---|
| 委託事業者 | 株式会社CLC |
| 管理運営期間 | 令和９年４月１日～令和12年３月31日 |
| 委託クラブ | １２校４３クラブ<br><br>【南部エリア】加古川(5)・尾上(3)・別府(2)・浜の宮(3)<br>・鳩里(6)・若宮(3)・別府西(3)<br><br>【東部エリア】神野(2)・平岡(3)・野口北(4)・平岡東(5)<br>・平岡北(4) |

# 4. 【南部・東部エリア】委託に伴う主な変更点について

| 項目 | 現在（公設公営）<br>～R9.3.31 | 委託後（公設民営）<br>R9.4.1 ～ |
|---|---|---|
| 保育内容 | 市の保育マニュアル等に基づき実施 | 現在の保育を継続しつつ、委託事業者の保育内容（ノウハウ）を取り入れる<br><br>【導入予定のサービス】<br>・入退所管理システムの導入<br>・長期休業期間の昼食提供の開始　等 |
| おやつ代・教材費の徴収方法 | 現金徴収 | 口座振替による徴収 |
| 土曜日開所クラブ | 加古川児童クラブ（２クラブ）<br>平岡東児童クラブ（１クラブ）のみ | 全クラブ<br>※年間250日以上の開所となるよう<br>各クラブ土曜日を年間７日以上開所 |
| 運営等の相談先 | 市 | 委託事業者（(株)CLC） |

令和９年度の開所日、開所時間、開所場所、入所要件、保護者負担金等が変更されることはありません。

# ５．今後の予定について

| 日　程 | 内　容 |
| --- | --- |
| 令和８年11月以降 | 業務引継ぎ |
| 令和８年11月16日～27日 | 令和９年度利用申込受付期間 |
| 令和９年２月下旬 | 令和９年度の利用承諾等の通知を発送予定 |
| 令和９年４月１日～ | 管理運営業務の開始 |

運営体制は変わりますが、市と委託事業者とでしっかりと連携を図り、
児童が安心・安全に過ごせる児童クラブの運営に努めてまいりますので、
ご理解とご協力をお願いいたします。